

○国土交通省告示第千五十三号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項及び第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

| | | |
|-----------------|--|---|
| <p>三 関東運輸局長</p> | <p>「特別区・武三交通圏」、 「北多摩交通圏」、 「南多摩交通圏」、 「西多摩交通圏」、 「京浜交通圏」、 「県央交通圏」、 「湘南交通圏」、</p> | <p>平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで</p> |
|-----------------|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>三 関東運輸局長</p> | |
| <p>「特別区・武三交通圏」、 「南多摩交通圏」、 「西多摩交通圏」、 「京浜交通圏」、 「県央交通圏」、 「湘南交通圏」、 「小田原交通圏」、 「京葉交通圏」、 「東葛交</p> | <p>「小田原交通圏」、 「京葉交通圏」、 「東葛交通圏」、 「千葉交通圏」、 「北総交通圏」、 「市原交通圏」、 「南房交通圏」、 「県南中央交通圏」、 「県南西部交通圏」、 「県北交通圏（埼玉県）」、 「県南東部交通圏」、 「東毛交通圏」、 「中・西毛交通圏」、 「水戸県中央交通圏」、 「県南交通圏（茨城県）」、 「県西交通圏」、 「県北交通圏（茨城県）」、 「宇都宮交通圏」、 「県南交通圏（栃木県）」、 「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」</p> |
| <p>平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで</p> | |

を

| | | |
|--|---|------------------------------------|
| | <p>通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「市原交通圏」、「南房交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県南東部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「水戸県中央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」</p> | |
| | <p>「鹿行交通圏」</p> | <p>平成二十六年十月三十一日から平成二十九年九月三十日まで</p> |

改め、同表五の項中「、「東三河南部交通圏」」を削り、同表六の項中「、「泉州交通圏」」を削り、同表九の項中「、「鹿屋交通圏」」を削る。

に

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四十九号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第二項において準用する同法第三条第二項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年一月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで」を「平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年一月二十七日から施行する。

茨城県鹿行交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制定 平成 27 年 2 月 16 日

(目的)

第 1 条 茨城県鹿行交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、茨城県鹿行交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は告示により当該特定地域を指定した期間までとする。ただし、第5条11の規定により会長が協議会を開催することを構成員に通知した場合に限り任期を協議会の開催日まで延長することとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)、(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

茨城県知事・関係市町村長又はそれらの指名する者

(2) タクシー事業者等

茨城県ハイヤー・タクシー協会会長・交通圏のタクシー事業者の代表者

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 山田 稔(茨城大学教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

① 茨城県警察本部 交通部 交通規制課長

② 茨城労働局 労働基準部 監督課長

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することできるものとし、かつ、前項の(5)、(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出するものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の15日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は第4条の構成員の任期に準ずる。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与える者とし議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「15日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「20日前」とあるのは「7日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この一部改正平成27年 2月16日より適用する。